

「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正

新	旧
不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議 別表 4 不動産投資信託の運用報告書の様式及び表示例（規則第 22 条） （1）～（13）（略） （14）組入資産明細 ① 不動産等組入資産明細 （略） ② 再生可能エネルギー発電設備等明細表 イ 総括表 （略） ロ 再生可能エネルギー発電設備等の明細表 （略） （記載上の注意） 1. （略） 2. 「名称」欄には、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、以下「再エネ特措法」という。）</u>第 9 条第 4 項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。 3. ～ 5. （略） 6. 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合に、<u>再エネ特措法</u>第 9 条第 4 項の規定による経済産業大臣の認定を受け	不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議 別表 4 不動産投資信託の運用報告書の様式及び表示例（規則第 22 条） （1）～（13）（同左） （14）組入資産明細 ① 不動産等組入資産明細 （同左） ② 再生可能エネルギー発電設備等明細表 イ 総括表 （同左） ロ 再生可能エネルギー発電設備等の明細表 （同左） （記載上の注意） 1. （同左） 2. 「名称」欄には、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>第 9 条第 3 項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。 3. ～ 5. （同左） 6. 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別</u>

不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議

新	旧
た日（同法第 10 条第 1 項の規定による変更又は追加の認定があったときは、その認定日及びその変更又は追加の内容並びに同条第 2 項又は第 3 項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。 7. 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合にあっては<u>認定事業者</u>の名称、それ以外の場合にあっては<u>供給者</u>の名称を表示すること。 8. 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては特定契約の相手方の名称、これら</u>以外の場合にあっては、電力受給契約の相手方の名称を表示すること。 9. 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては基準価格、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達価格、これら</u>以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の 1 キロワット時当たりの価格を表示すること。 10. 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら</u>以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。 11. ～14. (略) ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細 (略)	<u>措置法</u>第 9 条第 3 項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第 10 条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その認定日及びその変更の内容並びに同条第 2 項又は第 3 項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。 7. 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に<u>該当する場合にあっては認定事業者</u>に<u>該当する者</u>の名称、それ以外の場合にあっては<u>供給者に該当する者</u>の名称を表示すること。 8. 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>認定発電設備に該当する場合にあっては</u>特定契約の相手方の名称、<u>それ</u>以外の場合にあっては、電力受給契約の相手方の名称を表示すること。 9. 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>認定発電設備に該当する場合にあっては</u>調達価格、<u>それ</u>以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の 1 キロワット時当たりの価格を表示すること。 10. 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>認定発電設備に該当する場合にあっては</u>調達期間、<u>それ</u>以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。 11. ～14. (同左) ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細 (同左)

新							旧						
③ 公共施設等運営権等明細表							③ 公共施設等運営権等明細表						
(略)							(同左)						
(15) ～ (21)							(15) ～ (21)						
(略)							(同左)						
(22) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の 売買状況等							(22) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の 売買状況等						
不動産等の名 称	取 得		譲 渡				不動産等の名 称	取 得		譲 渡			
	取得年月	取得価 格	譲渡年月	譲渡価 格	帳簿価額	売却損益		取得年月	取得価 額	譲渡年月	譲渡価 額	帳簿価額	売却損益
〇〇ビル (不動産)		千円		千円	千円	千円	〇〇ビル (不動産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円			千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円	合 計		千円		千円	千円	千円
インフラ資産等 の名称	取 得		譲 渡				インフラ資産等 の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月	取得価 格	譲渡年月	譲渡価 格	帳簿価額	売却損益		取得年月	取得価 額	譲渡年月	譲渡価 額	帳簿価額	売却損益
0000 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円	0000 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円			千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円	合 計		千円		千円	千円	千円
(記載上の注意)							(記載上の注意)						
1. 「取得価 格 」は、当該不動産等及びインフラ資産等の取得に要した諸費用（不動産売買媒介手数料及びインフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料等）を 含まない金額（売買契約書等に表示された売買価額）を表示し、その旨を欄外に注 記すること。							1. 「取得価 額 」は、当該不動産等及びインフラ資産等の取得に要した諸費用（不 動産売買媒介手数料及びインフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料等）を 含まない金額（売買契約書等に表示された売買価額）を表示し、その旨を欄外に注 記すること。						

新	旧
2. 「取得価格」、「譲渡価格」、「帳簿価額」、「売却損益」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。 (23) ～ (30) (略) 別表5 不動産投資法人の資産運用報告の様式及び表示例(規則第26条) (1) ～ (13) (略) (14) 組入資産明細 ① 不動産等組入資産明細 (略) ② 再生可能エネルギー発電設備等明細表 イ 総括表 (略) ロ 再生可能エネルギー発電設備等の明細表 (記載上の注意) 1. (略) 2. 「名称」欄には、<u>再エネ特措法</u>第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。 3. ～ 5. (略) 6. 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合に、<u>再エネ特措法</u>第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定による変更又は追加の認定があったときは、	2. 「取得価額」、「譲渡価額」、「帳簿価額」、「売却損益」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。 (23) ～ (30) (同左) 別表5 不動産投資法人の資産運用報告の様式及び表示例(規則第26条) (1) ～ (13) (同左) (14) 組入資産明細 ① 不動産等組入資産明細 (同左) ② 再生可能エネルギー発電設備等明細表 イ 総括表 (同左) ロ 再生可能エネルギー発電設備等の明細表 (記載上の注意) 1. (同左) 2. 「名称」欄には、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。 3. ～ 5. (同左) 6. 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>第9条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10

新	旧
その認定日及びその変更又は追加の内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。)を記載すること。 7. 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合にあっては<u>認定事業者</u>の名称、それ以外の場合にあっては<u>供給者</u>の名称を表示すること。 8. 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては特定契約の相手方の名称、これら</u>以外の場合にあっては、電力受給契約の相手方の名称を表示すること。 9. 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては基準価格、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達価格、これら</u>以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。 10. 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら</u>以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。 11. ～14. (略) ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細 (略)	条第1項の規定による変更の認定があったときは、その認定日及びその変更の内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。)を記載すること。 7. 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に<u>該当する場合にあっては認定事業者</u>に<u>該当する者</u>の名称、それ以外の場合にあっては<u>供給者に該当する者</u>の名称を表示すること。 8. 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>認定発電設備に該当する場合にあっては特定契約の相手方の名称、それ</u>以外の場合にあっては、電力受給契約の相手方の名称を表示すること。 9. 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>認定発電設備に該当する場合にあっては調達価格、それ</u>以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。 10. 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が<u>認定発電設備に該当する場合にあっては調達期間、それ</u>以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。 11. ～14. (同左) ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細 (同左)

新							旧																																																																										
③ 公共施設等運営権等明細表							③ 公共施設等運営権等明細表																																																																										
(略)							(同左)																																																																										
(15) ～ (23)							(15) ～ (23)																																																																										
(略)							(同左)																																																																										
(24) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の 売買状況等							(24) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の 売買状況等																																																																										
(略)							(同左)																																																																										
<table><tr><th rowspan="2">インフラ資産等 の名称</th><th colspan="2">取 得</th><th colspan="4">譲 渡</th></tr><tr><th>取得年月 日</th><th>取得価格</th><th>譲渡年月 日</th><th>譲渡価格</th><th>帳簿価額</th><th>売却損益</th></tr><tr><td>0000 (インフラ資産)</td><td></td><td>千円</td><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>千円</td><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>千円</td><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr></table>							インフラ資産等 の名称	取 得		譲 渡				取得年月 日	取得価 格	譲渡年月 日	譲渡価 格	帳簿価額	売却損益	0000 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円			千円		千円	千円	千円	合 計		千円		千円	千円	千円	<table><tr><th rowspan="2">インフラ資産等 の名称</th><th colspan="2">取 得</th><th colspan="4">譲 渡</th></tr><tr><th>取得年月 日</th><th>取得価額</th><th>譲渡年月 日</th><th>譲渡価額</th><th>帳簿価額</th><th>売却損益</th></tr><tr><td>0000 (インフラ資産)</td><td></td><td>千円</td><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>千円</td><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>千円</td><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr></table>							インフラ資産等 の名称	取 得		譲 渡				取得年月 日	取得価 額	譲渡年月 日	譲渡価 額	帳簿価額	売却損益	0000 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円			千円		千円	千円	千円	合 計		千円		千円	千円	千円
インフラ資産等 の名称	取 得		譲 渡																																																																														
	取得年月 日	取得価 格	譲渡年月 日	譲渡価 格	帳簿価額	売却損益																																																																											
0000 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円																																																																											
		千円		千円	千円	千円																																																																											
合 計		千円		千円	千円	千円																																																																											
インフラ資産等 の名称	取 得		譲 渡																																																																														
	取得年月 日	取得価 額	譲渡年月 日	譲渡価 額	帳簿価額	売却損益																																																																											
0000 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円																																																																											
		千円		千円	千円	千円																																																																											
合 計		千円		千円	千円	千円																																																																											
(25) ～ (29)							(25) ～ (29)																																																																										
(略)							(同左)																																																																										
(以下略)							(同左)																																																																										
附 則																																																																																	
この改正は、令和4年5月19日から実施する。																																																																																	